解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

岡山市北区青江一丁目二二番三三号

岡山県運輸厚生年金基金

代表清算人　室山脩之輔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十月一日開催の社員総会の決議及び平成二十七年三月二日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

北海道河東郡音更町木野大通東一七丁目一番六　医療法人社団音更宏明館病院

清算人　千葉　洋之

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月十八日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出のないときは、清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

東京都品川区大崎三丁目六番二一号

大崎駅西口南地区市街地再開発組合

代表清算人　山口　亨

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十七年二月二十六日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

東京都杉並区荻窪五丁目二七番八号タイガープラザ三ビル九〇一号

医療法人社団心康会

清算人　角松　武雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、平成二十七年三月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

滋賀県甲賀市土山町黒川九五五番地の一

医療法人田崎医院

清算人　田崎　克司

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年二月三日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

鳥取県八頭郡八頭町郡家四九三番地

清算法人八頭中央土地改良区

代表清算人　石川　雄光

配当公告

大阪府大阪市東区本町一丁目二四番地の一

破産者　明治開発株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所昭和四十一年(フ)第一九三号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五一、六四一、六五〇円

一、配当することのできる金額

金一六、〇六七、〇〇八円

平成二十七年四月六日

大阪府大阪市中央区瓦町一丁目六番一号シティタワー大阪一四〇二号

破産管財人　正木　隆造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区八軒二条東三丁目六五三番地、最後の住所札幌市西区八軒一条東二丁目二番三三―四〇二号

被相続人　亡　柴田　貞男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

札幌市中央区南二条西九丁目一番地二サンケン札幌ビル四階　中島綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中島　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市浦見七丁目五番地、最後の住所北海道釧路市材木町八番二一号

被相続人　亡　工藤　清隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

事務所北海道釧路市南大通二丁目二番一六号壁屋ビル二階　釧路ぬさまい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤川　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市三条通二二丁目左一号、最後の住所北海道旭川市三条通二二丁目一九七三番地の一四　三〇九号

被相続人　亡　田中セツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

北海道旭川市一条通八丁目三四八番地二旭川一条ビル四階　旭川つばさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市金沢五丁目四五番地五三、最後の住所青森市金沢五丁目五番一五号

被相続人　亡　岡部　健哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

青森市新町二丁目七番地一七号　山二ビル一号

相続財産管理人　弁護士　猪原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡長野原町大字林乙一〇〇九番地、最後の住所上野国吾妻郡長野原町大字林村乙一〇〇九番地

被相続人　亡　山本　ちか

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永島　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区永代二丁目三番地五、最後の住所埼玉県行田市長野四丁目二六番地九

被相続人　亡　稲村　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

埼玉県新座市東北二丁目三六番二七号志木駅前新座ビル三階本山健法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本山　健